

平 成 3 0 年 度

初島漁港海岸 海岸保全施設長寿命化計画策定業務委託

熱 海 市

( 観 光 経 济 课 )

本仕様書は、熱海市観光経済課が発注する「初島漁港海岸 海岸保全施設長寿命化計画策定業務委託」に適用するものとする。また、本業務遂行については本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房技術調査課が定める「設計業務等標準積算基準書」及び静岡県が定める「港湾関係調査委託標準積算基準書」を適用するものとする。

### 1. 業務目的

本業務は、初島漁港海岸保全施設（護岸）の資料収集・整理および点検による現状把握を行い、既存施設の健全度を把握した上で長寿命化計画を策定し、海岸管理者による適切な維持管理に資することを目的とする。

### 2. 業務項目及び数量

本業務の業務項目および数量は、表 1 に示すとおりである。

表 1 業務項目及び数量

工種	項目	単位	数量	備考
施設点検調査	調査準備	式	1.0	
	点検調査	m <sup>2</sup>	12,484.0	
	結果の整理	施設	2.0	
長寿命化計画策定	計画準備	式	1.0	
	事前の状態把握のための調査	式	1.0	
	点検結果の検討(健全度評価)	施設	2.0	
	修繕計画の立案	施設	2.0	
	点検計画の立案	施設	2.0	
	長寿命化計画書作成	式	1.0	
	報告書作成	式	1.0	
	打合せ協議(3回)	式	1.0	
	照査	式	1.0	

### 3. 業務内容

本業務は、「海岸保全施設維持管理マニュアル」（平成 26 年 3 月：農林水産省、国土交通省）に基づき、長寿命化計画を策定する施設の点検調査および長寿命化計画の策定を行う。

#### 3-1 施設点検調査

##### (1) 調査準備

施設点検調査をするに当たり、調査の諸準備および現地踏査を行い、貸与される漁港台帳等資料より、対象施設（宮の前、拝ノ山各護岸）の構造等を取りまとめる。

##### (2) 点検調査（初回点検）

施設全体を陸上からの目視により護岸の沈下、ひび割れ、剥離・剥落・欠損等を確認するため「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づく一時点検によって変状の有無を確認する。

一時点検で変状が確認された場合は、二時点検で実施する簡易な計測機器（巻き尺）によるひび割れの長さの計測や、ハンマーによるうき・剥離の有無と範囲の計測等を並行して実施する。

### (3) 結果の整理

点検の結果は変状の有無にかかわらず、各スパン毎で統一した点検シートに記録を作成する。

## 4-2 長寿命化計画策定

### (1) 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的・主旨を把握したうえで設計図書に示される業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

### (2) 事前の状態把握のための調査

長寿命化計画策定にあたり、対象施設の変状が起りやすい箇所の抽出、変状進展の把握に必要な情報と資料を収集・整理する。

### (3) 点検結果の検討（健全度評価）

点検結果を基に対象施設の劣化や被災による変状が部位・部材の性能に及ぼす影響について判定する。

スパン毎に変状ランクを判定し、変状およびこの変状ランクの判定結果を踏まえ、対象施設の設置目的と変状が施設の防護機能低下に及ぼす影響等を考慮し、総合的に健全度評価を行う。

### (4) 修繕計画の立案

施設の防護機能を確保するため、適切な修繕方法、実施時期を盛り込んだ修繕等に関する計画を策定する。

修繕等の実施時期については、劣化予測の検討結果や背後地の状況、施設の利用状況を踏まえ、対象の優先順位の考え方を明確にする。

修繕等の概算費用を算定し、修繕に関する計画を策定する際の資料にするとともに、計画期間内における修繕等の対策費用総額を算定する。

### (5) 点検計画の立案

施設の防護機能を適切に把握するために必要な点検の実施時期、点検項目等を盛り込んだ点検に関する計画を策定する。

点検の実施時期については、健全度評価の結果や背後地の状況、施設の利用状況を踏まえて設定する。

### (6) 長寿命化計画作成

計画期間を計画策定年から50年とし、マニュアルに準拠して長寿命化計画を策定する。

その際、海岸保全施設基本計画等を踏まえ、予防保全の考え方を導入して長期的なライフサイクルコストを可能な限り縮減するとともに、各年の点検・修繕等に関する費用を平準化することを考慮する。

### (7) 報告書作成

以上の検討内容を報告書としてとりまとめるとともに、「長寿命化計画書」を作成する。

### (8) 打合せ協議

本業務は業務着手時、中間打合せ1回、成果納入時の計3回を基本とする。業務遂行中に疑義が生じた場合は別途協議する。

(9)照査

全ての成果品に関して、照査技術者による照査を実施する。

4. 成果品

本業務の成果品としては、以下のものを納品するものとする。

業務報告書：3部

電子データ(CD-R)：1部